

# 中野区だより



～ 1/22～23 “アール・ブリュット展”を開催 ～ 中野駅北口壁画アート 2/15～3/19 “おひなさま展” 歴史民俗資料館にて

## 18歳から「大人」

### 契約トラブルにご注意を

消費生活センター／1階 ☎(3389) 1191 FAX(3389) 1199

4月から、成年年齢が18歳になります。成人を迎えると、親権者の同意を得ずに契約できるようになるため、悪質商法の被害に遭わないように注意しましょう。

困った時は、消費生活センターに相談を。

#### 消費者被害特別相談 「若者のトラブル110番」

SNSを通じた契約トラブルなどについて、消費生活専門相談員に電話で相談できます。

**対象** 区内在住・在勤・在学の方

**日時** 3月14日(月)・15日(火)  
午前9時30分～午後4時

#### 若者の事例 ①

脱毛サロンで「40万円支払えば永久に脱毛の施術が受けられる」と言われ契約した。肌に痛みが出たため解約を申し出たら、施術代と違約金で計10万円を請求された。契約書には、「6回目以降の施術は無償」との記載があった。

**注意** 長期間の契約は、解約時も想定して慎重に。契約書面で有償の期間・回数・単価を確認しましょう。

#### 若者の事例 ②

大学構内で男性に声を掛けられ、アンケートに回答。「謝礼を振り込むために必要」と言われ銀行の口座番号や暗証番号を教え、運転免許証の撮影にも応じた。後日男性に連絡したら消費者金融につながり、30万円の借金がされていた。

**注意** 見ず知らずの相手に重要な個人情報を渡さないでください。

どう変わる?

**18歳で  
できること  
できないこと**

#### 18歳でできること

- 親の同意なしでの契約  
例:クレジットカードの作成、アパートを借りる、ローンを組んで車を買う
- 結婚(女性も18歳からに引き上げ)
- 国家資格の取得  
例:公認会計士、司法書士、薬剤師 など



#### できないこと

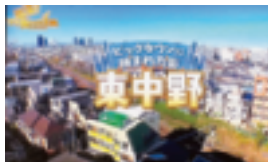
- 飲酒や喫煙
  - 競馬や競輪などの投票券の購入 など
- ☆今までどおり20歳から



## ANTENNA by NakanoHoujinkai ㊤



2/16～3/15 確定申告期間 (中野駅ガード下・夢通り)



2/19 アド街に東中野が...



～ 3/6 東京マラソン2021 (吉田先生も参加されました) ～

